

生徒心得

1 学 習

(1) 学習の態度

常に熱心な心構えで勉学に励むこと。特に次の点に注意すること。

- ① 学習効果を上げるために、欠席・遅刻・早退をしないように心掛ける。
- ② 始業の合図によって、静粛に教科書等を準備して待つ。
- ③ 授業に集中し、積極的に授業に参加する。

(2) 考査受験の態度

各学期に行われる定期考査は成績評価の中で大変重要なものである。しっかりと準備し受験すること。また、次の点に注意すること。

- ① 考査は理由なくして欠席してはならない。考査忌避となり、当該の科目が0点となる。
- ② 不正行為をしてはならない。当該の科目が0点となる。
- ③ 受験中の心得(考査期間中に知らせる)および考査監督の指示に従う。

2 規 律

規律は社会生活上重要であり、次の各項を遵守すること。

- (1) 理由の如何を問わず、暴力・脅迫・強要などの行為を一切しないこと。
- (2) 飲酒、喫煙、賭け事等、法令に反する行為は固く禁止する。
- (3) パチンコ店、カラオケボックス、ゲームセンター、居酒屋など生徒として風紀上好ましくない場所に入入りしないこと。
- (4) 18歳未満の立ち入りを禁止している場所には、いかなる理由があろうとも立ち入らないこと。
- (5) 時間を尊び、特に遅刻・早退などをしないように努めること。
- (6) 夜間の外出は、保護者が同伴しない場合、夏季は午後9時まで、冬季は午後8時までとする。
- (7) アルバイトは原則として禁止する。ただし、春・夏・冬の長期休業中にアルバイトをする場合は、生徒支援部に届け出て、許可を得ること。

※ なお、次に該当するアルバイトは一切許可しない。

- ① 夜間(午後8時以降)の就業
 - ② 喫茶店、料亭、その他酒類を提供できる店舗、並びに各種遊技場での就業
 - ③ 危険を伴うような場合
 - ④ 各種の興行
- (8) 印刷物、ポスター等を校内で掲示・配布する場合は、生徒支援部の許可を受けて行うこと。
 - (9) 学校の建物・備品等、公共物は大切に取り扱い、過って破損したときは速やかにクラス担任または関係教職員に申し出ること。
 - (10) 個人の所持品には必ず記名し、その保管には各自注意すること。
 - (11) 原動機付自転車及び自動二輪の免許取得は認めない。また、普通免許の取得については、3年生2学期の適切な時期から条件を満たしたものについて認める。

3 情報モラル

(1) 人権の尊重

悪口など人の心を傷つけること、嘘やデマなど人を困らせることを絶対にしないこと。自分は傷つける気持ちがなくとも誤解を招いたり、相手を傷つけたりすることがある。自分がされて迷惑だと思ふことは相手にしないこと。特にSNS等での不適切な書き込みや投稿は絶対にしないこと。

(2) セキュリティ(安全対策)

- ① ユーザID・パスワードの管理

(ア) 他人に不正に利用されないために、自己管理をすること。

(イ) パスワードは推定されにくいものを使用し、一定期間が経過するごとにパスワードを更新すること。また、他人になりすまして不正にアクセスしないこと。

② コンピュータウイルスへの対処

ウイルスの侵入経路はインターネット・メール・補助記憶装置(USBメモリ等)など様々である。

(ア) 個人の補助記憶装置(USBメモリ等)持ち込まないこと。

(イ) 心当たりのないもの、疑わしいメールは開かないで削除すること。

(ウ) もし、感染してしまった場合は、そのままの状態にして、直ちに関係職員に連絡すること。

③ 有害ウェブサイト・メールへの対処

(ア) 人を不愉快にしたり、犯罪をあおったりするような有害なものがある。そのようなウェブサイトは閲覧しないこと。

(イ) 迷惑メールや宣伝目的など不特定多数に配信されるメールは開かずに削除すること。

④ 情報のダウンロード

(ア) 学習にどうしても必要な情報をウェブサイトからダウンロードする場合は、必ず教職員の許可を得ること。

(イ) ダウンロードした場合は出典元のルールに従うこと。

4 スマートフォン・携帯電話について

朝のSHから帰りのSHまでの間、使用を禁止する。

5 礼 儀

対人関係において礼儀を守ることが、お互いの人格を尊重することであり、社会を明るくするために必要である。常に誠意を持って人と接することを心掛けること。

(1) 誰に対しても明朗快活な挨拶を心がけ、常に誠意を持って接すること。

(2) 言葉は明朗に、品位を保つよう心掛け、相手に不快感を与えないように努めること。

(3) 常に良き友と交わり、信頼し合い、自己の向上をめざし、社会性を養うように努めること。

(4) 交際は健全なものであること。

6 通 学

通学の際は、交通法規および通学マナーを遵守すること。

(1) 登校

始業時刻5分前までに登校すること。登校時から下校時までには許可なくして校外に出ないこと。

(2) 遅刻した場合

生徒支援部で入室許可証に必要事項を記入し、認印を受けた後、クラス担任または授業担任に提出し、入室すること。

(3) 早退する場合

早退許可証に必要事項を記入し、クラス担任および生徒支援部、病気の場合はさらに保健部の認印を受けること。

(4) 下校時刻

特に用事のない生徒は、速やかに下校すること。

(5) 欠席の場合

欠席する場合は、事前に学校(クラス担任)に連絡すること。さらに、病気欠席7日以上に及ぶとき、または定期考査中の病気欠席については、疾病を証明する病院の領収書等を提出すること。また、いかなる場合も、正当な理由のない欠席をしてはならない。

(6) 下宿等、自宅以外から通学する場合クラス担任を通じて生徒支援部に届け出ること。

(7) 自転車通学について

① 自転車通学希望者には許可する。

② 自転車通学希望者は、原則として毎年度初めに「自転車通学許可願」を生徒支援部へ提出し、自転車車体検査に合格して許可を得ること。

- ③許可された者は、学校指定のステッカーを後輪泥よけのよく見える位置に必ず貼り付け、破損または自転車を替えたときは、ステッカーの再交付を受けること。
- ④自転車は所定の場所に正しく置き、必ず施錠すること。
- ⑤使用する自転車は防犯登録をし、盗難にはくれぐれも気をつけること。
- ⑥雨天の場合は、必ず雨合羽を着用し、雪の日は自転車の使用は差し控えること。雨合羽には記名をすること。
- ⑦自転車を常に点検し、不良箇所はしっかり整備すること。
- ⑧二人乗り、傘差し、並進、無灯火等の違反は絶対しないこと。

(8) その他

スマートフォン等を注視・操作したりしながらの歩行や自転車の運転、あるいはイヤフォン等で音楽を聞きながらの歩行や自転車の運転は絶対にしないこと。

7 服 装・頭 髪

(1) 制 服

学校指定のものとする。

ブレザー、ズボンまたはスカートを着用する。ブレザーの下は、カッターシャツまたはブラウスを着用し、ネクタイまたはリボンをつける。夏期は軽装を認める。

(2) 頭 髪

頭髪は常に清潔にし、高校生としての品位を失わないこと。また、加工・変色は禁止する。清潔かつ清楚で高校生として品位のある頭髪を心掛け、加工・染髪および編み込みなどの特殊な髪型にしないこと。

(3) その他

化粧及び装飾品の使用を禁止する。

(4) 履物・靴下・ベルト

- ① 校舎内では、指定のシューズまたはスリッパを着用すること。
- ② 通学用の靴は華美でないものを着用すること。
- ③ 靴下等は清潔で華美でないものとする。
- ④ ベルトは華美でないものを着用すること。

(5) 防寒着類

- ① コート等の防寒着類は、華美でないものとする。
- ② 冬季は、ブレザーの下に、ベストまたはカーディガンを着用してもよいが、ブレザーからはみ出るようなものは認めない。また、色は華美でないものとする。

8 保 健 活 動

- (1) 健康は活動の根源であるから、常に個人の健康と公衆衛生に留意し、学習や部活動を通して心身の鍛錬に努めること。
- (2) 学校の環境美化については、進んでこれに当たり、割り当てられた区域の清掃には責任を持つこと。

9 部（同好会）について

(1) 目標

- ①健全な趣味や豊かな教養を身に付け、個性の伸長を図る。
- ②心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- ③自主性を育てるとともに、集団生活において協力していく態度を養う。

これらの目標達成のために各部員(同好会員)は、(2)の規律を守ること。

※ただし、生徒の本分は学業にある。部活動に熱中するあまり教科の学習がおろそかになってはならない。

(2) 規律

次に示す、各部および活動に関する規則をしっかり守ること。

①顧問の指導(付き添い)

活動は原則として顧問の付き添いの下で行うこと。休業日は、顧問の付き添いがない場合、活動を認めない。

②考查期間中(考查割発表日から考查終了まで)の活動

原則として、活動を禁止する。ただし、下記の(ア)～(ウ)の規定に従って特別に練習(活動)(以下、「特別練習」という)することができる。

(ア)特別練習をする場合は、「部活動特別練習許可願」を生徒支援部に提出して許可を受けなければならない。

(イ)特別練習は、必ず顧問の指導の下で行うこと。1日につき1時間程度とする。

(ウ)学業に支障をきたさないように十分配慮すること。

③部室の使用規則

(ア)部室には貴重品などを置かないこと。貴重品は貴重品袋を利用するなどし、顧問に預かってもらうこと。

(イ)部室の使用時間は、始業前および放課後とし、必ず施錠すること。活動終了後は、速やかに更衣をして下校すること。

(ウ)部室には関係者以外を出入りさせないこと。

(エ)常に部室の整理整頓に留意し、ゴミの分別と処理について責任を持って行うこと。

(オ)部室ならびに運動用具などを大切に使用すること。過って汚損・破損した場合は、同部の責任において復元すること。

※なお、部室の使用規則を守れない場合は、部室の使用を禁止することもある。

10 いじめ対策について

(1)「いじめ」については、別途定めた「いじめ対策基本方針」に基づき対応する。

(2)上記の他、いじめが疑われる事案が発生した場合には、「いじめ対策即応班」により対応する。いじめ対策即応班は、管理職を含み教育相談担当等3名以上の教職員により構成する。

11 災害発生時の対応

(1)火災が発生したとき

① 校舎内および敷地内の場合、教職員に急報するとともに、消火器等で初期消火活動をおこなう。

※ 消火活動、避難行動および非常持ち出しは、教職員の指示に従っておこなう。

② 学校周辺の火事に気がついた場合は、すみやかに消防署に連絡し、周辺の方々と連携しながら消火活動等をおこなう。

(2)地震が発生したとき

①校舎内の場合、身の安全が確保できる行動をとる。

※教室内(机の下)、体育館(落下物の影響を受けないところ)など

②敷地内の場合、建造物の倒壊などの危険がないところに移動する。

※ 地震の揺れがおさまった後、すみやかに校庭に避難する。

(3)その他の災害が発生したとき

火災および地震のときの対応に準じて行動する。

(4)避難をする際には以下のことに注意する

災害が発生し避難を余儀なくされた場合、自分勝手な行動をしてはならない。緊急放送など注意をしっかりと聞いて、行動する。

避難をする際に守ること①押さない ②走らない ③しゃべらない

※教室を離れる場合、以下のことをおこなう

・窓を閉める ・ストーブの消火 ・エアコンを止める ・ファンを止める ・すべてのコンセントを外す

① 授業中の場合

(ア) 火災警報後の指示を確認(出火場所・出火の経緯や建物の破損状況など)し、避難経路を確認する。

(イ) 放送の指示が出たら廊下に2列縦隊で出席順に並ぶ。先頭には教職員がつき、指示された避難所へ向かう。

(ウ) 避難完了後、クラス会長は人員を点呼し、すみやかに本部に報告する。

② 休み時間や放課後の場合

(ア) 火災警報および警報後の指示を聞いたら、近くにいる教職員の指示によって行動する。

※万が一、近くに教職員がいない場合は、単独行動はせず、できるだけ集団で行動する。

(イ) 休み時間の場合

避難完了後、クラス会長は人員を点呼し、すみやかに本部に報告する。

(ウ) 放課後などの場合

避難完了後、学年ごとに人員の確認を行い、近くにいる教職員に報告する。

12 日本スポーツ振興センターについて（加入の生徒に限る）

登下校時及び学校管理下におけるケガや食中毒、あるいは熱中症などで病院の治療を受けた時にその医療費が支払われる制度。学校管理下とは授業中・休み時間・放課後・部活動中・インターンシップ中・遠足・修学旅行など。掛け金を払って加入する。ただし、医療費の請求ができるのは病院へ払った治療費総額が1,500円以上の場合。受診してから2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付を受けられなくなる。

(1) 医療費の給付を受けるためには

- ① ケガをして病院で治療を受け、その金額を1,500円以上支払った場合は「災害発生記録票（災害共済給付金申請用）」を書き、クラス担任あるいは担当職員に署名捺印をもらい保健室へ提出する。（用紙は保健室から受け取ること）
- ② 「医療等の状況」を病院窓口にて記入してもらい保健室へ提出する。
- ③ 詳しい説明は保健室にて行うため、学校管理下においてケガをした場合は、早めに保健室まで報告すること。
- ④ 治療費は、本人あるいは保護者が立て替え払いをしておく。

(2) 医療費給付の対象となる「学校管理下」とは

- ① 教育課程に基づく授業を受けている時
 - ・各教科
 - ・特別活動（生徒会活動、ホームルームなど）
 - ・学校行事（遠足、球技大会、各式典、学校祭など）
- ② 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている時（部活動、修学旅行、校外実習、生徒指導、進路指導など）
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示、承認に基づいて学校にいる時（昼食時間・始業前・放課後など）
- ④ 通常の経路および方法による登下校時

【注】交通事故（自転車との接触事故を含む）、生徒間のけんかなどにより加害者が治療費を支払った場合は、医療費給付の対象とならない。通学時、たとえ軽い交通事故でも、まずは加害者と話し合い、加害者より賠償を受けること。また、自己の故意の行為によるケガや疾病の場合も医療費給付の対象とならない。加害者が特定できない時など、どうしても賠償が受けられない場合は対象となるので、保健室に申し出ること。

13 学校における感染症の予防

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。（学校保健安全法施行規則）

(1) 第一種の学校感染症

第1類・第2類（まれだが重大）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ
出席停止期間は「治癒するまで」

(2) 第二種の学校感染症

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おた

ふくかぜ), 風しん, 水痘(みずぼうそう), 咽頭結膜熱(プール熱), 結核, 髄膜炎菌性髄膜炎

出席停止期間は

- ・新型コロナウイルス感染症「発症後(症状が出た日の翌日を1日目として)5日, かつ解熱後1日が経過するまで」
- ・インフルエンザ「発症後(発熱の翌日を1日目として)5日, かつ解熱後2日が経過するまで」
- ・百日咳「特有の咳が消失するまで, または, 5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで」
- ・麻疹(はしか)「解熱した後3日を経過するまで」
- ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)「耳下腺, 顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し, かつ全身状態が良好となるまで」
- ・風しん「発しんが消失するまで」
- ・水痘(みずぼうそう)「すべての発しんが痂皮化するまで」
- ・咽頭結膜熱「主要症状が消失した後2日を経過するまで」
- ・結核「症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで」
- ・髄膜炎菌性髄膜炎「症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで」

(3) 第三種の学校感染症

コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の感染症

出席停止期間は「症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで」

【注】インフルエンザ, 新型コロナウイルス感染症などの感染症が発生した場合は, すみやかにクラス担任あるいは学校へ連絡し, 「出席停止」など指示に従うこと。

14 図書館規定

- (1) 開館日は, 登校日に準ずる。開館時間は, 8:30~16:40とする。
- (2) 貸出期間は, 貸出日から2週間とする。貸出冊数は1人につき最大5冊とする。貸出は, 係の指示に従いおこなう。
- (3) 貸出図書の返却が頻繁に遅れる場合は, 一定の期間貸出に制限をかける。
- (4) 貸出図書を紛失・破損してしまった場合には, 係に申し出て弁済する。
- (5) 図書館を利用するには, 以下のことを心がけなければならない。
 - ① 館内では大きな声を出さない。
 - ② 図書を丁寧に扱う。読み終えた図書は, 元の書架に戻す。
 - ③ 図書を館外に持ち出すときは, 所定の手続きをとる。
 - ④ 館内での飲食はできない。